

## 地下埋設管を損傷する事故が多発

事故概要説明図

### 情報BOXケーブル切断事故

#### 事例1

##### 事故概要

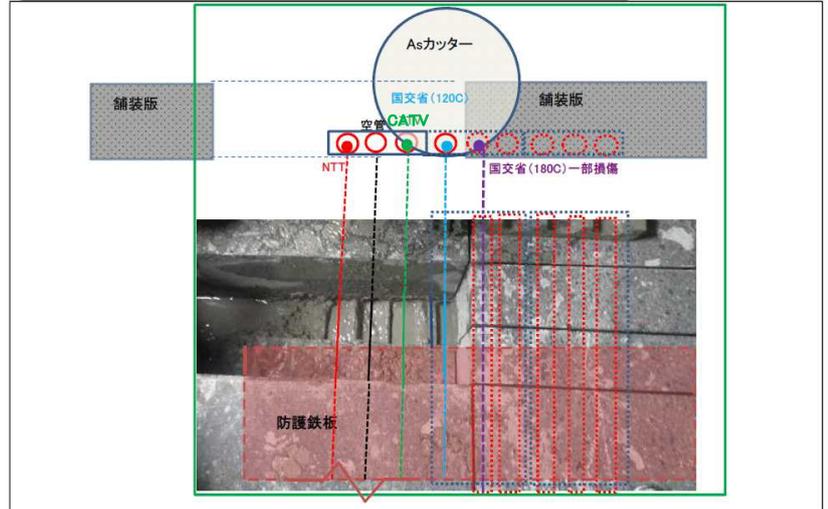
電線共同溝の工事において、既設舗装版を撤去していたところ、カッターで光ケーブルを切断。

##### 原因

- ・設計図に記載されていた深さと実際に埋設されていた深さに乖離があった。
- ・埋設表示プレートが、埋設箇所と反対の車線側に設置されていた。

##### 対策

- ①台帳の情報を設計図書に正確に反映させる。
- ②監督員は、台帳情報(位置・深さ等)を受注者に打合せ簿等で通知する。
- ③試掘箇所は、極力カッターを入れずにはつりのみとする。ただし騒音等の対策が必要な場合、最小限の範囲でカッターを入れる。またカッターを入れる際は、埋設物と直角方向に入れず、埋設物と平行にカッターを入れる。(切断する確率が下がります。)



事故状況写真①

事故状況写真②



### モノレール支柱による埋設管(上水道管)破損事故

事故概要説明図



現場は山地斜面



事故状況写真②



#### 事例2

##### 事故概要

上水管の敷設図面は入手していたが、杉が植林された山地斜面であったことから、「埋設管は無いだろう。」と思い込み、近傍に露出していた管を当該上水道管と誤認し、モノレール支柱の打ち込みを行ったところ、埋設されていた上水道管を破損した。

##### 原因

管理者への確認が不十分であった。

試掘や、掘削をする前は埋設管管理者としっかりと協議しましょう。また、作業日にミーティングをしっかりと行い、作業手順や危険箇所の情報共有を行いましょう。

# ペナルティーとインセンティブについて

## 1. ペナルティ

事故等が発生すると、受注者へのペナルティーとして受注者の安全管理責任の程度に応じて「指名停止」～「措置無し」等の事故措置が行われ、加えて工事成績評定からの減点等も生じます。

## 2. インセンティブ

逆に、無事故でかつ、積極的に安全対策に取り組んだ工事（施工者）に対するインセンティブとして、国土交通行政関係者功労者表彰の一環で「**優良工事等施工者表彰（安全対策）**」を行っています。

### 事故によるペナルティの影響



優良工事等施工者表彰の受賞者には、総合評価落札方式における「企業の施工能力」の技術評価点に加点がされます。

- 工事部門局長表彰・・・2点
- 事務所長表彰・・・1点
- 業務部門局長表彰・・・2点
- 事務所長表彰・・・1点
- 安全対策部門(局長表彰のみ)・・・2点



安全対策部門の受賞者選定にあたっては、優秀な成績を収めた施工者の内、特に下記の選考基準に該当する受注者を対象として事務所から本局に推薦し、選考委員会を経て審査委員会において選定されます。

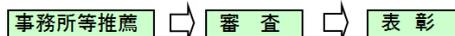
### 【安全対策部門の選考の基準】

- 工事の安全に係る諸法令等を遵守し、円滑かつ安全に工事が実施された。
- 工事の実施に際し、安全確保の観点から適正な人材配置等、安全施工体制が図られた。
- 現場内作業員に対し、安全意識の向上を図るための安全教育が適切に実施された。
- 安全訓練等の実施に当たり、その内容、頻度について適切に実施された。
- 安全に係る技術開発及び諸施設等の開発、普及に積極的に取り組んだことや安全パトロール等安全施工に関する活動が特に顕著であった など。

### 国土交通行政関係功労者表彰

国土交通行政関係功労者表彰の開催される前年度において、国土交通行政への功績が顕著な個人又は団体に授与

工事等で施工実績等良好であった工事等の施工者  
→ **優良工事等施工者表彰**



#### 表彰の種類

- 優良工事等施工者(工事請負業者) 局長・事務所長表彰
- 優良工事等施工者(建設コンサルタント等) 局長・事務所長表彰
- 優良工事等施工者(技術開発) 局長表彰
- 優良工事等施工者(安全対策) 局長表彰**
- 優良工事等施工者(イメージアップ) 局長表彰
- 優秀建設技術者表彰 局長表彰

H22:2社 H23:0社 H24:3社 H25:6社 H26:5社 H27:5社 H28:13社

### 【現場代理人・監理技術者のみなさん！】

安全対策の取り組みを積極的に実施し、無事故・無違反で竣工した現場については、是非その取り組みの内容を書面で主任監督員等に報告するようお願いします。

### 【主任監督員等発注者のみなさん！】

より多くの現場が受賞の対象となるように、受注者から報告のあったもののみならず、積極的な推薦をお願いします。

## 平成29年度 全国労働衛生週間(10月1日～7日)

主唱者 中央労働災害防止協会

～スローガン～

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場



上記をスローガンとし、事業所における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとします。

また、管内の直轄工事現場においても、作業環境について、パトロール等で点検するなど、適切な作業環境の確保を図るようお願いします。

<https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/>